

令和5年度農業農村整備事業に係る地方財政措置の主な拡充事項（令和4年度補正対象事業含む）

1 環境機能増進型ガイドライン（更新事業）の設定

現行の環境機能増進型ガイドラインは更新型ガイドラインの効果区分の考え方が含まれていないため、更新事業において環境配慮型事業を行う場合にも、掛かり増し経費分を農家負担から軽減するガイドラインを設定。

（参考）一般型（更新事業）と環境機能増進型（更新事業）ガイドラインの比較

	国	県	市町村	農家	
一般型（更新事業）	66.6%	19.4%	9%	5%	（国営事業：内地）
環境機能増進型（更新事業）	66.6%	19.4%	10%	4%	

2 畑作振興関係事業に係るガイドラインの設定

令和4年度補正予算及び令和5年度当初予算で措置された、畑作振興関係の基盤整備事業に関し、新たに措置される推進費及び促進費を考慮したガイドラインを設定。また、新規の非公共事業である畑作等促進整備事業（R5当初）においては、農地耕作条件改善事業と同等の地財措置を設定。

3 脱炭素推進事業債及び公営企業債（脱炭素化推進事業）の創設

脱炭素化の取組を計画的に実施できるよう、新たに脱炭素化推進事業債「脱炭素化推進事業債：充当率90%、算入率30～50%、公営企業債（脱炭素化推進事業）：充当率50%、算入率：30～50%」を創設（令和7年度まで）。

4 「復旧・復興支援 技術職員派遣制度」の改正

市町村支援及び中長期派遣登録者の増加を促すため、地方財政制度における技術職員の増員要件を撤廃。

畑作振興関係事業に係るガイドライン設定

赤字：R5当初、青字：R4補正で設定

	農地耕作条件改善事業 高収益作物転換型 (拡充) 【R5当初】	畑作等促進整備事業 (新規) 【R5当初】	畑地帯総合整備事業 高収益作物転換型 【既存】	畑地帯総合整備事業 畑作物等転換型 (拡充) 【R4補正】	畑地帯総合整備事業 高収益作物 導入促進型 【既存】	水利施設整備事業 畑作等推進支援 水利再編型 (拡充) 【R4補正】
要件	・2者以上、200万円以上 ・地区の作付面積の1/4を高収益作物に転換	・2者以上、200万円以上 ・地区全体で畑作物等を作付け	・5ha以上 ・地区の高収益作物の作付面積が5割以上かつ10%ポイント以上増加	・5ha以上 ・地区全体で畑作物等を作付け	・20ha以上 ・地区の高収益作物の作付面積が5%ポイント以上かつ2ha以上増加	・20ha以上 ・地区の畑作物等の作付面積が20%ポイント以上かつ5ha以上増加
インセンティブ	・地区全体を畑地化又は高収益作物の導入規模に応じて農家負担減(畑地化は水活交付金対象外)	・地区全体を畑地化した場合、農家負担減(水活交付金対象外)	・地区全体を畑地化した場合、農家負担減(水活交付金対象外)	・地区全体を畑地化した場合、農家負担減(水活交付金対象外)	・地区全体を畑地化かつ高収益作物の導入規模に応じて農家負担減(水活交付金対象外)	・一定割合畑地化した場合、農家負担減(水活交付金対象外)
ガイドライン(内地)	(県営) 50-27.5-10-12.5 (市町村営) 50-14-21-15 (改良区営) 50-14-13-23	(県営) 50-27.5-10-12.5 (市町村営) 50-14-21-15 (改良区営) 50-14-13-23	(県営) 50-29-11-10 (市町村営) 50-29-11-10 (改良区営) 50-29-11-10	(県営) 50-29-11-10 (市町村営) 50-29-11-10 (改良区営) 50-29-11-10	(県営) 50-27.5-10-12.5	(県営) 50-27.5-10-12.5
	【推進費等活用型】 (県営) 50-27.5-10-12.5 (市町村営) 50-15-22.5-12.5 (改良区営) 50-15-22.5-12.5	【推進費活用型】 (県営) 50-27.5-10-12.5 (市町村営) 50-15-22.5-12.5 (改良区営) 50-15-22.5-12.5	農地耕作条件改善事業の農地整備・集約推進費活用型ガイドラインを参考に設定 【農地整備・集約推進費】 基盤整備の進んだ地域に取り残された未整備農地について、農地耕作条件改善事業で基盤整備を行い、担い手へ集約する取組に対し、事業費の最大12.5%を農地整備・集約推進費として交付。		(県営) 50-27.5-10-12.5 (市町村営) 50-15-22.5-12.5 (改良区営) 50-15-22.5-12.5	

<参考>

- ・令和3年度農業農村整備事業における地方財政措置の主な拡充事項(PDF：674KB) 
- ・令和4年度農業農村整備事業における地方財政措置の主な拡充事項(PDF：376KB) 

お問合せ先

農村振興局整備部設計課

代表：03-3502-8111（内線5561）
ダイヤルイン：03-3595-6338

公式SNS



関連リンク集

農林水産省
トップページへ

農林水産省

住所：〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
電話：03-3502-8111（代表）代表番号へのお電話について
法人番号：5000012080001

ご意見・お問い合わせ

アクセス・地図

❖ [サイトマップ](#) ❖ [プライバシーポリシー](#) ❖ [リンクについて](#)・[著作権](#) ❖ [免責事項](#)

Copyright : Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries